



# 鳥取県公報

平成 29 年 4 月 4 日 (火)  
第 8 8 8 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定 (257) (障がい福祉課) . . . . . 2 応急入院指定病院の指定 (258) (〃) . . . . . 2 指定自立支援医療機関の指定 (259) (〃) . . . . . 2 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (260・261) (農地・水保全課) . . . . . 2 都市計画の変更 (262) (技術企画課) . . . . . 3 指定障害福祉サービス事業者の指定 (263) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (264) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (265) (〃) . . . . . 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (266) (〃) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (267) (〃) . . . . . 4 指定障害福祉サービス事業者の指定 (268) (〃) . . . . . 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (269) (〃) . . . . . 5 物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の 申請手続等の一部改正 (270) (物品契約課) . . . . . 5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (8) . . . . . 5
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第257号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院を認定したので、次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定期間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

## 鳥取県告示第258号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定期間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

## 鳥取県告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
増田 千鶴子	米子市皆生新田一丁目7-40	薬局 紫草	米子市上福原六丁目13-30	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年4月1日

## 鳥取県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成29年3月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を平成29年3月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第262号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

琴浦都市計画道路 3・5・2号赤碓駅前下市線（変更前 琴浦都市計画道路 3・5・2号地藏町下市線）

琴浦都市計画道路 3・5・4号大山花見線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 琴浦都市計画道路 3・5・2号赤碓駅前下市線

変更する部分

琴浦町大字赤碓

## (2) 琴浦都市計画道路 3・5・4号大山花見線

削除する部分

琴浦町大字赤碓

## 3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目 220）及び琴浦町建設課（琴浦町大字赤碓 1140－1）

**鳥取県告示第263号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 4 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町 北条島366－7	グループホームトマ ト	東伯郡北栄町北条島 441－4	共同生活援 助	平成29年 4 月 1 日
〃	〃	短期入所トマト	〃	短期入所	〃

**鳥取県告示第264号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 4 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁福祉会	デイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町大字久連 7	平成29年 4 月 1 日	通所介護
社会福祉法人こうほうえん	デイサービスセンターよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目 3－3	〃	〃

## 鳥取県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁福祉会	デイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町大字久連7	平成29年4月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人こうほうえん	デイサービスセンターよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3	〃	〃

## 鳥取県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁福祉会	デイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町大字久連7	平成29年2月27日	平成29年3月31日	通所介護

## 鳥取県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁福祉会	デイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町大字久連7	平成29年2月27日	平成29年3月31日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人	米子市一部	あそしえ	米子市福万148-3	就労継続支援	平成29年4月

博愛会	555			A型	1日
株式会社しん しあ	米子市夜見町 2946	しんしあよなご	米子市夜見町2946	〃	〃

**鳥取県告示第269号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月 日
株式会社M・A サービス	米子市夜見 町2946	むさしの	米子市夜見町2946	就労継続支援 A型	平成29年 3月31日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部 町福成3293	ほっとサロン	西伯郡大山町末長503	就労継続支援 B型	〃

**鳥取県告示第270号**

平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
4 申請の方法 (1) 略 (2) 電子的記録による申請 インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム( <a href="https://s-kantan.com/pref-tottori-u/">https://s-kantan.com/pref-tottori-u/</a> )により、(3)の添付書類を入力して申請すること。 なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。 (3)・(4) 略	4 申請の方法 (1) 略 (2) 電子的記録による申請 インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム( <a href="http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp">http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp</a> )により、(3)の添付書類を入力して申請すること。 なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。 (3)・(4) 略

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第8号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
介護老人保健施設あやめ 介護老人保健施設あやめ (ユニット型)	日野郡江府町大字 武庫475	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字 武庫475
2～4 略		2～4 略	

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山自然歴史館	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山39-5	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成29年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
西 山 佳 夫	鳥取市今町	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
竹 田 康 孝	倉吉市大正町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 脇 壽 治	米子市茶町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥
深 田 栄	米子市末広町	

金 田 祐 二	米子市末広町	生町の区域)
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区
和 田 恵 介	米子市角盤町	(米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
藤 枝 勉	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町	
末 次 和 夫	米子市皆生新田	皆生地区
松 本 範 史	米子市新開	(米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
徳 永 文 隆	米子市上福原	

## 2 少年指導委員の任期

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで